

朝倉医師会病院緩和ケア病棟の入棟・退棟基準

2023年4月1日

(入棟基準)

1. 対象は、積極的・侵襲的な抗がん剤治療は中止されている、もしくは、現在休止中の悪性腫瘍の患者さんであることを理解されていること。
2. がんによる痛み、吐き気、全身倦怠感、呼吸困難感など、何らかのつらい症状があり、それらの症状緩和のために主治医より入院による治療が必要と判断されていること
3. 患者さんご本人および家族が共に緩和ケア病棟への入院（入棟）を希望していること
4. 緩和ケア病棟への入棟同意書に患者さん本人、家族が同意（署名）できること
5. 患者さん自身が、ご自分の病状をある程度理解していることが望ましい。
6. いつか迎える最期の時に、積極的な延命処置や蘇生処置を行わないことに患者さん本人、家族が同意できること（気管内挿管、心臓マッサージ、人工呼吸器、昇圧剤の使用等）
7. 在宅での介護を受けている患者さんで介護者の負担軽減を目的とした短期間の入院
8. 輸血を要する患者さんの場合は、基本的に行っていません。但し、主治医、緩和ケア担当医との判断で行うこともあります。（照射赤血球に限ります）
*上記の基準に基づいて緩和ケア病棟への入棟の適応かどうかの判断は入棟調整会議で決定します。

(退棟基準)

1. 本人や家族が退院を希望した場合 → 退院
2. 症状が安定し、通院治療や在宅緩和ケアが可能と判断された場合 → 退院・施設への紹介
3. 悪性腫瘍の症状緩和以外の治療を優先する必要性が生じた場合 → その治療が受けられる病棟への転棟・病院への転院
4. 手術・輸血、放射線治療、抗がん剤治療、ホルモン剤の投与、人工呼吸器の装着、その他の積極的・侵襲的な治療を希望される場合 → その治療が受けられる病棟への転棟、転院